

平成29年6月16日
一般社団法人日本電線工業会

競争法コンプライアンス指針における報告先及び通報先について

一般社団法人日本電線工業会の「競争法コンプライアンス指針」の各項に指定されている報告先及び通報先は以下の通りとする。

1. 指針の【3】-1-3), 【3】-4-2), 【3】-5-2), 【4】-3) の各項に指定されている報告先は以下の通りとする。

電線工業会事務局総務部：

主担当：総務部長 清水慶一（しみず よしかず）

副担当：担当課長 寺崎和子（てらさき かずこ）

（03-3542-6031, admi_6031@jcma.jp）

2. 指針の【8】項に指定されている通報先は以下の通りとする。

弁護士 玉木昭久（たまき あきひさ）先生

（03-5220-1870, akihisa.tamaki@mhmjapan.com）

3. 適用（1. 2. 共通）

平成29年6月16日より適用（変更の通知があるまで有効）

以上